

2020年4月10日  
カーディフ生命保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（以下、当感染症）に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて、医療機関等の事情により、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合、医師の証明書などをご提出いただくことで入院給付金等のお支払いの対象としてお取り扱いいたします。

なお、既にご案内のとおり、当感染症は、入院給付金のお支払対象となる疾病に該当しますので、検査結果が陽性と判定されたか否かに関わらず、医師の指示により医療機関等に入院された場合は、お支払いの対象となります。

また、当感染症によりお亡くなりになられた場合は、死亡保険金のお支払いの対象となります。

なお、当感染症の影響を踏まえて、当社ではお客さまへの特別なお取扱いを実施しています。詳細は、3月18日付のお知らせをご覧ください。

[新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)（2020年3月18日付）

保険金・給付金のお支払いにつきましてご不明な点がございましたら、下記カスタマーサービスセンターまで個別にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

カーディフ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター  
TEL: 0120-820-275（通話料無料）  
受付時間：月曜日～金曜日 9:00～18:00（祝日・年末年始を除く）